

大分県飲酒運転根絶に関する基本方針

平成十八年八月、福岡市において発生した幼い三人の尊い命を奪い、幸せな家庭を瞬にして崩壊させた飲酒運転に起因した交通事故は、県民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらし、飲酒運転の怖さを改めて痛感させられた。この事故を契機に飲酒運転の根絶機運が高まり、県内各地域で様々な取組がなされ、飲酒運転は減少しているものの、依然として後を絶たない状況にあり、憂慮に耐えないところである。

飲酒運転の根絶は、県民すべての切実な願いであり、大分県飲酒運転根絶に関する条例の目的である飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる県民生活の実現を図るため、ここに飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚その他飲酒運転根絶に関する総合的な施策を実施するための基本方針を定める。

一 飲酒運転根絶に関する県民及び事業者への啓発及び意識の高揚に関する事項

県は、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、次のような点について、あらゆる機会及び広報媒体を活用して広く県民等に周知し、飲酒運転の根絶についての意識の啓発及び高揚を図るものとする。

- 1 飲酒運転の悪質・危険性
- 2 飲酒運転による事故の発生実態及び事故の重大さ・悲惨さ
- 3 運転者本人及び家族が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意識を持つことの重要性
- 4 事業者による飲酒運転根絶のための取組の重要性

二 飲酒運転を防止する社会環境の整備に関する事項

飲酒運転を根絶するためには、運転者本人の自覚に加え、「飲酒運転を許さない、させない社会環境」を整備することが重要である。

1 酒類を提供する飲食店営業者等による自主的な取組の促進

県は、酒類を提供する飲食店営業者及び酒類の製造・販売業者に対して、ハンドルキーパー運動の推進等飲酒運転根絶のための自主的な取組について働きかけるとともに、必要な指導・助言等を行うよう努めるものとする。

2 バス、タクシー等事業者による自主的な取組の促進

県は、バス、タクシー等事業者及び自動車運転代行業者に対して、公共交通機関等の利用促進を図るための広報啓発や利用しやすい環境の整備等飲酒運転根絶のための自主的な取組について働きかけるとともに、必要な指導・助言等を行うよう努めるものとする。

3 酒類を提供する各種イベントの主催者等による自主的な取組の促進

県は、酒類を提供する各種イベントの主催者等に対して、会場において飲酒運転根絶を呼びかける等飲酒運転根絶のための自主的な取組について働きかけるとともに、必要な指導・助言等を行うよう努めるものとする。

三 その他飲酒運転根絶に関して必要な事項

1 飲酒運転根絶キャンペーン等の実施による飲酒運転根絶機運の醸成

県は、関係機関・団体等と密接な連携を図りながら、飲酒運転根絶キャンペーンや各種イベント等の実施を通じて、地域社会全体における飲酒運転根絶機運を高めるよう努めるものとする。

また、毎月二十日の「飲酒運転根絶県民運動の日」の設定について、県民等への周知を図るとともに、県民総ぐるみ運動として、早朝又は夕刻における一斉街頭啓発活動等飲酒運転根絶活動が強力に展開されるよう努めるものとする。

2 飲酒運転に対する厳しい処分等の周知

飲酒運転に対しては、厳しい処分等（刑事処分、民事責任、行政処分、懲戒処分等）が課せられ、そのことによって、運転者本人ばかりでなく、家族等も大きなダメージを受けることになることから、あらゆる機会及び各種広報媒体を活用して、飲酒運転に対する厳しい処分等について、県民等に周知するよう努めるものとする。

3 関係機関・団体等との連携強化

県民等と一体となった飲酒運転根絶対策を効果的に推進するため、関係機関・団体等との情報交換等を積極的に行うとともに、施策の推進に当たっては密接な連携を図るよう努めるものとする。